# 第３章　「日本の古代仏教史」の復元

「飛鳥の三大寺（大官大寺・川原寺・飛鳥寺）」は天武天皇が北部九州から大和に移築したものである。豊浦寺も天武天皇が北部九州から移築している。「古代の初期寺院」はすべて北部九州に建立されている。何故、「古代の初期寺院」は北部九州に建立されたのであろうか。それは北部九州に最初に「仏教」が伝えられたからである。

従来は、仏教は大和に伝えられたとしている。本章では新しい「日本の古代仏教史」を復元する。

# 1　北部九州と仏教伝来

## (1)　古代の初期寺院

古代の初期寺院は北部九州に創建される。近畿地方の古代寺院は北部九州に創建された寺院の瓦笵を再利用して建てられている。

○古代の初期寺院

- ■　法興寺　　肥前　　「５９６年」に上宮法皇が創建
- ■　豊浦寺　　肥前　　「６１０年～６２８年ころ」に創建
- ■　元興寺　　筑前　　「６０９年」に阿毎王権が創建
- ■　法隆寺　　肥前　　「６２３年」に上宮法皇を祀るために創建
- ■　百済大寺　肥前　　「６３９年」に舒明天皇が創建
- ■　川原寺　　筑前　　「６５５年」に天武天皇の父が創建

○大和（近畿地方）の古代寺院

- ■　斑鳩寺　　斑鳩　　豊浦寺の創建瓦を造った瓦笵を再利用
- ■　四天王寺　難波　　斑鳩寺の瓦を造った瓦笵を再利用

初期の寺院は「肥前」と「筑前」に創建されている。何故、「肥前」と「筑前」に初期寺院は創建されているのであろうか。

寺院が建立されるのは「仏教」が伝来しているからである。「初期の仏教」は北部九州に伝えられている。「仏教伝来」から見ていくことにしよう。

## (2) 物部麁鹿火王権と仏教伝来

「仏教伝来」については「古代史の復元⑥『物部氏と蘇我氏と上宮王家』」に詳述している。日本列島における最初の「仏教導入」は「物部麁鹿火王権」である。『襲国偽僭考』の「九州年号」を見ると「僧聴」年号がある。「僧聴元年」は「５３６年」である。物部麁鹿火王権の二代目の年号である。

○物部麁鹿火王権の年号

- 物部麁鹿火　「殷到」年号　５３１年－５３５年
- 二代目　「僧聴」年号　５３６年－５４０年
- 三代目　「明要」年号　５４１年－５５２年

「僧聴」とは「仏法を僧に聴く」という意味であろう。物部麁鹿火王権では「５３６年」以前から「仏法を学ぼう」という機運があったことが伺える。物部麁鹿火の時代である。物部麁鹿火は「仏法」に関心を持っていたのであろう。それが二代目の「僧聴」年号に繋がっている。

「５３８年」に「仏像」や「経典」がもたらされる。「仏教伝来」である。『元興寺伽藍縁起並びに流記資財帳』（以下『元興寺縁起』と略）や『上宮聖徳法王帝説』は次のように伝えている。

- 大倭国の仏法、創めて斯帰嶋宮治天下天国案春岐廣庭天皇の御世、蘇我大臣稲目宿禰仕え奉る時、治天下七年歳次戊午十二月より度（わた）り来る。　『元興寺縁起』
- 志癸島天皇の御世。戊午年十一月十二日、百済国主明王、始めて仏像・経教並びに僧等を度らせ奉る。　『上宮聖徳法王帝説』

仏教は「戊午年（５３８年）」に百済から伝えられたとある。

「戊午年（５３８年）」に「始めて仏像・経教並びに僧等を度らせ奉る」とある。仏像・経教がもたらされ、僧が来ている。日本列島における最初の「仏教伝来」である。

『元興寺縁起』は「斯帰嶋宮治天下天国案春岐廣庭天皇（欽明天皇）の御世」の「治天下七年歳次戊午」と書いている。しかし「欽明天皇の七年」は「丙寅」であり、「戊午」ではない。『元興寺縁起』は『日本書紀』に合わせて「天皇」を書き変えている。そのためこのような矛盾をきたしている。

「戊午年（５３８年）」は「僧聴年間（５３６年―５４０年）」である。「天皇」は物部麁鹿火王権の二代目である。「治天下七年歳次戊午」とは物部麁鹿火が「５３１年」の「磐井の乱」で天下を取ってから「七年目」という意味である（「古代史の復元⑥『物部氏と蘇我氏と上宮王家』」）。

日本列島における「最初の仏教伝来」は物部麁鹿火王権の二代目であり、年号の「僧聴」を実行していることになる。

しかし「寺院」に関する記述はない。「寺院」の建立はまだ始まっていないのであろう。

物部麁鹿火王権の本拠地は福岡県嘉穂郡桂川町である（古代史の復元⑥『物部氏と蘇我氏と上宮王家』）。「仏法」は最初に筑前の嘉穂郡に伝えられている。

### (3) 阿毎王権と仏教伝来

「５５２年」に物部麁鹿火王権から「阿毎王権（『隋書』の俀国）」に交代する。百済は直ちに阿毎王権に仏教を伝える。阿毎王権への「仏教伝来」である（「古代史の復元⑥『物部氏と蘇我氏と上宮王家』」）。

> （欽明）十三年（５５２年）十月、百済の聖明王、西部姫氏達率怒唎斯致契等を遣わし、釈迦仏の金銅像一躯・幡蓋若干・経論若干巻を

献ず。（中略）天皇、聞き已（おわ）りて、歓喜し、踊り跳ね、使者に詔して云う、「朕、昔より来（このかた）、未だ曾（かつ）て是の如き微妙之法を聞くことを得ず。（中略）
天皇曰く、「情（あつ）く願う人（蘇我）稲目宿禰に付けて試みに礼拝せしむべし」という。大臣、跪きて受けて忻悦（よろこ）ぶ。小墾田の家に安置する。（中略）向原の家を浄め捨（はら）い寺と為す。　『日本書紀』

百済の聖明王は「釈迦仏の金銅像一躯・幡蓋若干・経論若干巻」を献上する。それを受け取った天皇は「聞き已（おわ）りて、歓喜し、踊り跳ね、使者に詔して云う、朕、昔より来（このかた）、未だ曾（かつ）て是の如き微妙之法を聞くことを得ず。（後略）」という。天皇は初めて「仏法」に接して感動している。物部麁鹿火王権の天皇ではないことがわかる。「王権」は「物部麁鹿火王権」から「阿毎王権」に交代している。

「５５２年」は物部尾輿が「阿毎王権（『隋書』の俀国）」を樹立した年である。百済の聖明王は阿毎王権に「釈迦仏の金銅像一躯・幡蓋若干・経論若干巻」を献上して阿毎王権との交流を開始している。これが「阿毎王権の仏教伝来」である。

阿毎王権の本拠地は筑前の鞍手郡である（古代史の復元⑥『物部氏と蘇我氏と上宮王家』）。二度目の「仏教伝来」は筑前の鞍手郡である。

### (4)　阿毎王権と最初の寺院

阿毎王権は仏教を受容するが、疫病が流行する。「（欽明）十三年（５５２年）十月」条は続けて次のように書いている。

（欽明）十三年（５５２年）十月、（前略）後に、国に疫気が流行して民は夭残（若死に）に到る。久しくして愈（いよいよ）多し。治療すること能わず。物部大連尾輿・中臣連鎌子、同じく奏して曰く、「昔日、臣が計を須（もち）いずにこの病死に到る。（中略）早く投げ棄てて懃（ねんごろ）に後の福を求めたまえ」という。天皇曰く、「奏す依（まま）に」と。有司、乃ち仏像を以て難波の堀江に流し棄てる。復（ま）た火を伽藍に縦（つ）ける。焼き燼（つ）きて更に餘り無し。

『日本書紀』

「後に、国に疫気が流行して」とある。「５５２年」より後のことである。「仏教」を受容したので疫病が流行したとして「仏像を難波の堀江に流し棄てた」とある。また「伽藍に火を付けて焼いた」とある。伽藍が建立されている。『日本書紀』に出てくる最初の伽藍であろう。阿毎王権は寺院を建立している。日本列島における最初の寺院であろう。

「仏像を難波の堀江に流し棄てた」という時期は『日本書紀』では不明であるが、『元興寺縁起』にその年代がある。

大倭国の仏法、創めて斯帰嶋宮治天下天国案春岐廣庭天皇の御世、蘇我大臣稲目宿禰仕え奉る時、治天下七年歳次戊午（５３８年）十二月より度（わた）り来る。（中略）
三十余年後の己丑年（５６９年）、稲目大臣死去。庚寅年（５７０年）、堂舎を焼き、仏像・経教を難波の江に流す。

『元興寺伽藍縁起並びに流記資財帳』

「庚寅年（５７０年）、堂舎を焼き、仏像・経教を難波の江に流す」とある。その年代は「５７０年」である。

「仏像・経教」とあるのは「（欽明）十三年（５５２年）十月」に百済の聖明王が「西部姫氏達率怒唎斯致契等を遣わし、釈迦仏の金銅像一躯・幡蓋若干・経論若干巻」を阿毎王権に献じたものをいうのであろう。それが焼かれている。

「庚寅年（５７０年）、堂舎を焼き」とあるから「５７０年」以前に伽藍は建立されている。

「難波の江」とあるが、「難波の江」は福岡市東区の多々良川の川口である。『日本書紀』は「難波の堀江」と書いている。あたかも「難波」は「大阪」であるかのように記述している。しかし百済の聖明王が仏教を伝えたのは「阿毎王権」である。「難波」は阿毎王権の本拠地の「筑前の鞍手郡」に近い福岡市東区の多々良川の川口である。

「庚寅年（５７０年）、堂舎を焼き、仏像・経教を難波の江に流す」とあるから「５７０年」には「難波」（福岡市東区の多々良川の川口）に寺院が建立されている。「５５２年～５７０年」の間に日本列島で初めて寺院が建立される。

○日本列島における最初の寺院

- 寺院の建立時期　　５５２年～５７０年
- 建立された場所　　筑前の難波（福岡市東区の多々良川の川口）

疫病が流行したために寺院は焼かれるが、その後再建される。

> （敏達）六年（５７７年）五月、大別王と小黒吉士を遣わし、百済国に宰（みことももち）とす。
> 十一月、百済国王、還る使いの大別王等に付けて経論若干巻、併せて律師・禅師・比丘尼・呪禁師・造仏工・造寺工、六人を献じる。
> 遂に難波の大別王の寺に安置す。　　『日本書紀』

百済国王が再び「経論若干巻、併せて律師・禅師・比丘尼・呪禁師・造仏工・造寺工、六人を献じる」とある。

「難波の大別王の寺に安置す」とある。百済と交流しているのは阿毎王権である。「難波」は多々良川の川口である。「大別王」は「難波の王」であろう。阿毎王権の海の玄関口である多々良川の川口を治める「王」であろう。

阿毎王権には多くの王が存在している。阿毎王権に王権を奪われた「物部麁鹿火王権」は『隋書』に「秦王国」として出てくる。「秦王の国」であろう。阿毎王権は王権を奪った後も物部麁鹿火王権を「王国」として存続させている。阿毎王権の下には「難波の大別王」や「秦王」が居る。

「５７７年」に「難波の大別王の寺に安置す」とある。「５７７年」には「難波の寺」は再建されている。

北部九州（阿毎王権）では「５５２年～５７０年」の間に「寺院」が建立される。その寺院は焼かれるが、「５７７年」には再建されている。これが日本列島の中で「年代」のわかる最古の寺院であろう。「最古の寺院」は「阿毎王権」が建立している。

再建された「難波の大別王の寺」には百済から来た「律師・禅師・比丘尼・呪禁師・造仏工・造寺工、六人」が住んでいる。「禅師・比丘尼」は仏教を広めるために来ているのであろう。「造仏工・造寺工」は元興寺を建立するために来ている。阿毎王権では仏教が布教し、寺院が建立される。

「５７９年」には新羅も仏像を献上する。

> （敏達）八年（５７９年）十月、新羅、枳叱政奈末を遣わし調を進む。
> 并て仏像を送る。　　『日本書紀』

『隋書』俀国伝には「新羅・百済は皆俀国を以て大国と為す。恒に使いを通し、往来す。」とある。新羅も百済と同様に俀国（阿毎王権）を大国と見なして「俀国（阿毎王権）」に仏像を献上している。

このように北部九州では「５７０年以前」から寺院が建立される。その後も多くの仏像や仏典が百済や新羅からもたらされる。「禅師・比丘尼・造仏工・造寺工」も来ている。阿毎王権は「仏教の導入」に積極的であり、寺院の建立にも力を入れている。

### (5) 阿毎王権と仏教の布教

阿毎王権は仏教の布教にも力を入れる。

「６００年」に阿毎王権（『隋書』の俀国）は隋へ朝貢する。このとき初めて外国の先進文化に接して驚き、隋や朝鮮半島から先進文化を積極的に吸収しようとする。

「６０２年」にまず百済から僧観勒を招聘する。

> （推古）十年（６０２年）十月、百済の僧観勒来る。仍りて暦本及び天文地理書、并て遁甲方術の書を貢ぐ。是の時、書生三四人を選び観勒に学び習わしむ。陽胡史の祖玉陳、暦法を習う。大友村主高聡、天文遁甲を学ぶ。山背臣日立、方術を学ぶ。皆学びて業を成しつ。
>
> 『日本書紀』

僧観勒は暦本・天文地理書・遁甲方術を日本に伝えている。「書生三四人を選び観勒に学び習わしむ」とある。阿毎王権は新しい学問を積極的に取り入れている。

『日本書紀』はこれを「推古紀」としている。天皇は推古天皇であるとして書いている。しかし、僧観勒は阿毎王権に来ている。

> （推古）三十二年（６２４年）四月、一僧有り、斧を執りて祖父を殴る。時に天皇、之を聞いて大臣を召し、詔して曰く、「（中略）故、

悉く諸寺の僧尼を聚めて推（かんが）え問え。若（も）し事実ならば重く之を罪せよ」という。（中略）是に百済の観勒僧、表を上りて言う、「夫れ仏法は西国より漢に至り、三百歳を経る。乃ち之を伝えて百済国に至る。僅かに一百年になる。然るに我が王、日本の天皇の賢哲なるを聞いて仏像及び内典を貢上げて未だ百歳にも満たない。故、今の時に当たりて僧尼は未だ法律を習わぬを以て輒（たやす）く悪逆を犯す。（中略）仰ぎて願う、其の悪逆者を除いて以外の僧尼を悉く赦して罪とせぬように。是大なる功徳なり」という。天皇、乃ち之を聴（ゆる）す。（中略）観勒僧を以て僧正とす。鞍部徳積を以て僧都とす。即日、阿曇連を以て法頭とす。

『日本書紀』

「一人の僧が斧で祖父を殴った」。それを聞いた天皇は「悉く諸寺の僧尼を聚めて推（かんが）え問え」と命じている。「６２４年」には寺院がかなり建立されており、「僧尼」も大勢居ることがわかる。

天皇は「若（も）し事実ならば重く之を罪せよ」という。これに対して僧観勒は上表して「我が王、日本の天皇の賢哲なるを聞いて仏像及び内典を貢上げて未だ百歳にも満たない。故、僧尼は未だ法律を習わぬを以て輒（たやす）く悪逆を犯す。（中略）仰ぎて願う、其の悪逆者を除いて以外の僧尼を悉く赦して罪とせぬように」という。

百済の僧観勒は「我が王」と述べている。「我が王」とは百済の聖明王である。「５５２年」に百済の聖明王は阿毎王権に仏法を伝えている。「７２年」前である。それを僧観勒は「未だ百歳にも満たない」と述べている。僧観勒は阿毎王権（北部九州）の天皇に対して述べていることがわかる。したがって「天皇」は「推古天皇」ではない。『日本書紀』は「阿毎王権」を抹殺して「推古天皇」に書き変えている。

「６０７年」に阿毎王権は再び隋へ朝貢する。隋は「６０８年」に裴世清を阿毎王権に派遣する。

「６０８年」に裴世清が帰国するとき阿毎王権は「学生」「学問僧」を隋へ派遣する。「遣隋使」である。

> (推古) 十六年（６０８年）九月、唐の客裴世清、罷り帰る。則ち小野妹子臣を以て大使と為す。吉士雄成を小使と為す。（中略）是時、唐国に遣わす学生倭漢直福因・奈羅訳語恵明・高向漢人玄理・新漢人大圀、学問僧新漢人日文・南淵漢人請安・志賀漢人慧隠・新漢人広済等、并せて八人なり。　『日本書紀』

『日本書紀』は「唐」「唐国」と書いているが、「隋」の誤りである。

阿毎王権は多くの「学生」や「学問僧」を派遣している。早急に先進文化を吸収するためであろう。その中に「高向漢人玄理、新漢人日文（僧旻）、南淵漢人請安」等が居る。皆「漢人」とあるから中国からの渡来人である。

阿毎王権は中国からの渡来人を隋へ派遣して中国の文化や仏教を学ばせている。中国語が話せるからであろう。

その時期に阿毎王権は元興寺を建立する。

> (推古) 十四年（６０６年）四月、銅・繍の丈六の仏像、並びに造り竟（おわ）る。是の日、また丈六の銅像を元興寺の金堂に坐（す）える。時に仏像、金堂の戸より高くして以て堂に納めることを得ず。ここにおいて諸工人等議りて曰く、「堂の戸を破りて之を納めむ」という。然るに鞍作鳥の秀れたる工、戸を壊さずに堂に入れることを得る。　『日本書紀』

『日本書紀』は「６０６年」としているが、『元興寺縁起』の「６０９年」が正しい（本書）。

十三年歳次乙丑四月八日戊辰、銅二万三千斤、金七百五十九両を以て尺（釈）迦丈六の像（銅・繍二躯）并びに挟侍を敬い造る。高麗の大興王は方（まさ）に大倭に睦み、三宝を尊重して遙かに以て随い喜ぶ。黄金三百二十両を助成す。（中略）歳次戊辰、大隋国の使い主鴻臚寺掌客裴世清、副使尚書祠部主事遍光高等、来たり之を奉（あお）ぐ。

明年己巳四月八日、甲辰、畢竟、元興寺に坐（す）える。

『元興寺伽藍縁起』

「歳次戊辰（６０８年）」に裴世清は完成したばかりの仏像を見ている。「明年己巳（６０９年）四月八日、甲辰、畢竟、元興寺に坐（す）える」とある。「仏像を元興寺に据えて」元興寺は完成している。元興寺の完成は「６０９年」である。裴世清は阿毎王権に来ているから「元興寺」は「筑紫（筑前）」に創建されている。

元興寺（がんこうじ）極楽坊の禅室（国宝）の建築部材は「５８２年」に伐採されたヒノキであることが判明した。元興寺は「５８２年」頃から建造がはじまっている。「５７７年」に阿毎王権に来た「造仏工・造寺工」が「元興寺」の造営をはじめているのであろう。「元興寺」は日本列島における最初の「大寺」である。

元興寺が完成すると間もなく漂流した百済の僧（１１人）が元興寺に住む。

（推古）十七年（６０９年）四月、筑紫大宰、奏上して言う、「百済の僧道欣・恵彌を首として、一十人、俗七十五人、肥後国芦北津に泊まれり」という。是時、難波吉士徳麻呂・船史龍を遣わし、以て之を問いて曰く、「何故来たのか」という。対えて曰く、「百済王、命じて呉国に遣わす。其の国乱有り、入るを得ず。更に本郷に返る。忽ち暴風に逢い、海中に漂蕩（ただよ）う。（中略）」という。

五月、徳麻呂等、復奏す。則ち徳麻呂・龍の二人を返して百済の人等を副えて本国に送る。対馬に至り、道人等十一人を以て皆之を請い、留まることを欲す。乃ち表を上（たてまつ）りて留まる。因りて元興寺に住まわしむ。　『日本書紀』

「道人等十一人を以て皆之を請い、留まることを欲す」とあり、「因りて元興寺に住まわしむ」とある。百済の僧等は「元興寺」に住み、仏教の布教に勤めているのであろう。

阿毎王権はさらに「仏教の布教」を推進する。仏教布教の「体制」を確立している。前述の「（推古）三十二年（６２４年）四月」条の最後に「観勒僧を以て僧正とす。鞍部徳積を以て僧都とす。即日、阿曇連を以て法頭とす」とある。阿毎王権は「僧正・僧都・僧頭」を任命している。仏教の布教体制を整えている。その結果、阿毎王権では多くの寺院が建立され、大勢の僧・尼が誕生する。

（推古）三十二年（６２４年）九月、寺及び僧尼を校（かんが）えて、具に其の寺の造る縁、亦僧尼の入道の縁、及び得度の年月日を録すなり。是時にあたり、寺四十六所、僧八百十六人、尼五百六十九人、并て一千三百八十五人有り。　『日本書紀』

『日本書紀』はこれらを「推古紀」としている。しかし「６２４年４月」に「観勒僧を以て僧正とす。鞍部徳積を以て僧都とす。即日、阿曇連を以て法頭とす」とあり、それに続いてこの記事がある。観勒僧は阿毎王権に来ている。これも「阿毎王権」の記録であろう。

阿毎王権（北部九州）には「寺が４６ヶ所」、「僧は８１６人」、「尼は５６９人」も誕生している。「６２４年」ころの阿毎王権は「仏教国」になっている。

## (6) 阿毎王権と学問僧

「６１８年」に隋から唐に代わる。

「６２３年」に唐から学問者僧恵齋・恵光及び医恵日・福因等が帰国する。

> （推古）三十一年（６２３年）七月、是時、大唐の学問者僧恵齋・恵光及び医恵日・福因等、並びに智洗爾等に従い来る。是に恵日等、共に奏聞して曰く、「唐国に留まる学者は皆学びて業を成しつ。喚ぶべし。且つ其の大唐国は法式備わり定まれる珍の国なり。常に達（かよ）うべし」という。　『日本書紀』

恵日等は阿毎王権の天皇に対して「大唐国は法式備わり定まれる珍の国なり。常に達（かよ）うべし」と報告している。中国の先進文化に触れて感動している。

恵日は犬上君三田耜とともに再び唐へ派遣される。

> （舒明）二年（６３０年）八月、大仁犬上君三田耜・大仁薬師恵日を以て大唐に遣わす。（中略）是歳、改めて難波の大郡及び三韓の館を修理す。　『日本書紀』

「大仁犬上君三田耜」「大仁薬師恵日」とある。「大仁」は阿毎王権の「官位」である（古代史の復元⑥『物部氏と蘇我氏と上宮王家』）。二人を派遣しているのは阿毎王権である。

「難波の大郡」は外国の使者をもてなすところであろう。阿毎王権の海の玄関口である福岡市東区の多々良川の川口である。「三韓の館」もそこに造られている。「難波の大別王の寺」もその近くにあるのであろう。

「６３２年」に唐は高表仁を遣わして三田耜を送り返す。

（舒明）四年（６３２年）八月、大唐、高表仁を遣わし三田耜を送る。共に対馬に泊まる。是時、学問僧霊雲・僧旻及び勝鳥養、新羅の送る使い等は之に従う。　『日本書紀』

このとき「僧旻」も唐から阿毎王権に帰国している。高表仁は「大仁犬上君三田耜」を阿毎王権に送り届ける。

（舒明）四年（６３２年）十月、唐国の使人高表仁等、難波の津に泊まる。則ち大伴連馬養を遣わし、江口に迎える。船三十二艘及び鼓・吹（ふえ）・旗幟、皆具（とも）に整え飾る。便（すなわ）ち高表仁等に告げて曰く、「天子の命ずる所の使い、天皇の朝に到るので迎える。」という。（中略）是に於いて難波吉士小槻・大河内直矢伏に令じて導く者と為し館の前に到る。乃ち伊岐史乙等・難波吉士八牛を遣わし、客等を引きいて館に入る。即日、神酒を給う。（舒明）五年（６３３年）正月、大唐客高表仁等、国へ帰る。送る使いの吉士雄摩呂・黒麻呂等、対馬に到り、而して還る。

『日本書紀』

高表仁等は「難波の津に泊まる」とある。「難波津」は阿毎王権の海の玄関口である多々良川の川口である。

大伴連馬養は高表仁等を「江口に迎える」とある。「江口」は「多々良川の川口」である。多々良川を遡り、三郡山地を越えたところに穂波町椿がある。阿毎王権の本拠地（鞍手郡）はその北にある。

「６３３年」に高表仁等は唐へ帰る。

このように阿毎王権は「唐」と盛んに交流をしている。阿毎王権は中国に学生や学問僧を派遣して先進文化の吸収に力を入れている。

○阿毎王権に渡来した「僧」や中国に派遣した「学生」「学問僧」

- ６０２年、百済の僧観勒来る。
- ６０８年、唐（隋）国に遣わす学生倭漢直福因・奈羅訳語恵明・高向漢人玄理・新漢人大圀、学問僧新漢人日文・南淵漢人請安・志賀漢人慧隠・新漢人広済等、并せて八人。
- ６０９年、百済の僧１１人が漂流して元興寺に住む。
- ６２３年、大唐から学問者僧恵齋・恵光及び医恵日・福因等が帰国。
- ６３０年、大仁犬上君三田耜・大仁薬師恵日を大唐に遣わす。
- ６３２年、大唐から学問僧霊雲・僧旻及び勝鳥養が帰国。

これらはすべて北部九州の「阿毎王権」の出来事である。

## 2　上宮王家と寺院の建立

### (1)　いわゆる「蘇我氏と物部氏の争い」

上宮王家は法興寺・法隆寺・百済大寺等の初期古代寺院を建立している。しかし従来はこれらの寺院は上宮王家が創建したとは云われていない。これらが上宮王家の創建であることを説明しよう。

まず上宮王家は法興寺を創建している。それを説明するには「蘇我氏と物部氏の争い」まで遡ることになる。

「５８７年」に蘇我馬子は物部守屋を伐つ。いわゆる「蘇我氏と物部氏の争い」である。

> （崇峻）即位前紀（５８７年）七月、蘇我馬子宿禰大臣、諸皇子と群臣に勧めて物部守屋大連を滅ぼすことを謀る。泊瀬部皇子・竹田皇子・厩戸皇子・難波皇子・春日皇子・蘇我馬子宿禰大臣・紀男麻呂宿禰・巨勢臣比良夫・膳臣賀拕夫・葛城臣烏那羅、ともに軍旅を率いて進み大連を討つ。大伴連噛・阿倍臣人・平群臣神手・坂本臣糠手・春日臣、ともに軍兵を率いて志紀郡より渋河の家に到る。大連、親ら子弟と奴軍を率いて稲城を築き戦う。（中略）
>
> 厩戸皇子は額に髪を束ねて軍の後ろに随う。（中略）乃ち白膠木（ぬりで）を斬り取り疾く四天王像を作り、頂頭に置き、誓いを発して言う、「今若（も）し、我を敵に勝たしめたまえば必ず護世四王の奉り、寺塔を起こし立てむ」という。
>
> 蘇我馬子大臣、又誓いを発して言う、「凡そ諸天王・大神王等、我を助け衛り、利益を得さしむれば、願わくはまさに諸天王と大神王のために寺塔を起こし立て、三宝を流通せむ」という。（中略）こ

こに迹見首赤梼（いちひ）、大連を枝の下に射堕し、大連ならびに其の子等を誅す。

（中略）蘇我大臣、亦本願に依り、飛鳥の地に法興寺を起（た）つ。

『日本書紀』

「５８７年７月」に「蘇我馬子宿禰大臣は諸皇子と群臣に勧めて物部守屋大連を滅ぼすことを謀る」とあり、「泊瀬部皇子・竹田皇子・厩戸皇子・難波皇子・春日皇子・蘇我馬子宿禰大臣・紀男麻呂宿禰・巨勢臣比良夫・膳臣賀拕夫・葛城臣烏那羅、ともに軍旅を率いて進み大連を討つ」とある。ついに「（守屋）大連を枝の下に射堕し、（守屋）大連ならびに其の子等を誅す」という。蘇我馬子が物部守屋を討った事件である。

勝利を収めた「蘇我（馬子）大臣は亦本願に依り、飛鳥の地に法興寺を起（た）つ」とある。「法興寺」の建立である。蘇我馬子は「飛鳥の地」に「法興寺」を建立したという。

従来はこれを「大和の飛鳥」と解釈して「法興寺＝飛鳥寺」とし、蘇我馬子により「飛鳥寺」が建立されたと解釈している。

しかしこれは『日本書紀』の捏造である。「飛鳥」は「肥前の飛鳥」であり、「法興寺」を建立したのは上宮法皇である（本書、古代史の復元⑥『物部氏と蘇我氏と上宮王家』）。『日本書紀』は「上宮法皇」を抹殺して蘇我馬子が建立したと書いている。

## (2)　「蘇我氏と物部氏の争い」とは

『日本書紀』の「蘇我氏と物部氏の争い」は捏造されている。「蘇我氏と物部氏の争い」を詳細に検討していこう。

「５５２年」に物部尾輿は阿毎王権を樹立する。翌「５５３年」に天皇（物部尾輿）は蘇我稲目に命じて王辰爾を派遣して「船の賦（税）」を徴収させる。

(欽明）十四年（５５３年）七月、蘇我大臣稲目宿禰、勅を奉（うけたまわ）りて王辰爾を遣わし、船の賦（税）を数え録す。即ち王辰爾を以て船長と為す。因りて姓を賜り船史と為す。今の船連の先なり。　　『日本書紀』

「蘇我大臣稲目宿禰、勅を奉（うけたまわ）りて王辰爾を遣わし、」とある。蘇我稲目は天皇の命令を受けて王辰爾を派遣している。蘇我稲目は阿毎王権の重臣であることがわかる。

「５５５年」に阿毎王権は蘇我稲目を派遣して瀬戸内海や近畿地方を侵略して屯倉を設置する。

- （欽明）十六年（５５５年）七月、蘇我大臣稲目宿禰・穂積磐弓臣等を遣わし、吉備の五郡に白猪屯倉を置かしむ。
- （欽明）十七年（５５６年）七月、蘇我大臣稲目宿禰等を備前の児嶋郡に遣わし、屯倉を置く。

十月、蘇我大臣稲目宿禰等を倭国高市郡に遣わし、韓人大身狭屯倉・高麗人小身狭屯倉を置く。紀国に海部屯倉を置く。　　『日本書紀』

「欽明紀」となっているが、「天皇」は阿毎王権の物部尾輿である。

「５５５年」に阿毎王権は蘇我稲目を派遣して「備前の五郡」に白猪屯倉を設置する。翌「５５６年」には再び蘇我稲目を派遣して「備前の児嶋郡」に屯倉を設置し、さらに「倭国高市郡」と「紀国の海部」に屯倉を設置している。蘇我稲目は阿毎王権の将軍として活躍している。

従来は、屯倉を設置しているのは「大和王権」であるとしている。しかし、「倭国高市郡」に屯倉を設置している。「倭国高市郡」は大和王権の本拠地であろう。大和王権が自分の本拠地（倭国高市郡）に屯倉を設置するはずがない。

屯倉の設置は吉備から大和や紀国へと拡大している。西の瀬戸内海から東の近畿地方へと進んでいる。屯倉を設置している王権は瀬戸内海よりも西にあることがわかる。阿毎王権である。阿毎王権の本拠地は筑前の鞍手郡である。阿毎王権は蘇我稲目（将軍）を派遣して近畿地方まで領土を拡大している。西日本は阿毎王権の領土になる。

蘇我稲目の子は蘇我馬子である。蘇我馬子も阿毎王権の重臣になっている。阿毎王権は蘇我稲目が設置した吉備の白猪屯倉に蘇我馬子を派遣する。

■ （敏達）三年（５７４年）十月、蘇我馬子大臣を吉備国に遣わし、白猪屯倉と田部とを増益せしむ。　　『日本書紀』

「敏達紀」となっているが、天皇は阿毎王権の「十四世大市御狩連公」である（古代史の復元⑥『物部氏と蘇我氏と上宮王家』）。

蘇我馬子は「大臣」になっている。蘇我稲目も蘇我馬子も阿毎王権の重臣である。

一方、「物部守屋」は阿毎王権の「天皇（十三世物部尾輿）」の次男である。

○阿毎王権の王統

十三世物部尾輿
|
|
十四世大市御狩連公　　物部守屋
|
十五世物部大人連公

蘇我馬子が物部守屋を討つのは「５８７年」である。阿毎王権の「天皇」は「十五世物部大人連公」である。

□阿毎王権の天皇と年号

○十四世大市御狩連公　・金光　５７０年ー５７５年
　　・賢棲　５７６年ー５８０年
　　・鏡常　５８１年ー５８４年
○十五世物部大人連公　・勝照　５８５年ー５８８年

物部守屋は阿毎王権の「天皇（十五世物部大人連公）」の叔父であり、蘇我馬子は阿毎王権の重臣（大臣）である。「蘇我馬子と物部守屋の争い」は「阿毎王権内の争い」である。「蘇我氏と物部氏の争い」ではない。

### (3)　上宮王権の樹立

「５８７年」の「蘇我馬子と物部守屋の争い」の「４年後」の「５９１年」に上宮法皇は阿毎王権から独立する。肥前の飛鳥に上宮王家（上宮王権）を樹立して天子となり、「法興」年号を建てる。ところが『日本書紀』は次のように書いている。

> （崇峻）四年（５９１年）八月、天皇、群臣に詔して曰く、「朕、任那を建てむと思う。卿等如何に」と。群臣奏して言う、「任那の官家を建てる可きこと、皆陛下の詔するところに同じ」という。
> 十一月、紀男麻呂宿禰・巨勢猿臣・大伴囓連・葛城烏奈良臣を差して大将軍と為す。氏々の臣連を率いて裨将（副将）・部隊として二萬餘の軍を領いて筑紫に出て居す。
> 吉士金を新羅に遣わし、吉士木蓮子を任那に遣わし任那の事を問う。
>
> 『日本書紀』

「５９１年８月」に崇峻天皇は「朕、任那を建てむと思う。卿等如何に」と群臣に問う。群臣は「任那を復興すべきであることは天皇の思いと同じである」と答える。そして「十一月」に二萬餘の軍を筑紫に派遣したという。

従来は、『日本書紀』の記述通りに解釈して、崇峻天皇は任那復興のために二萬餘の軍を筑紫に派遣したと解釈している。

しかし「任那滅亡」は「５６２年」である。「３０年」も前に滅亡している。しかも「５５２年」から阿毎王権の時代である。阿毎王権は「５５５年」「５５６年」に蘇我稲目を派遣して瀬戸内海から大和や紀国まで侵略して屯倉を設置している。阿毎王権は西日本を統一している。北部九州（筑紫）はその大国である阿毎王権の本拠地である。他の王権（崇峻天皇）が筑紫に「二萬餘の軍」を派遣するようなことはできない。崇峻天皇が「筑紫に二萬餘の軍を派遣した」というのは『日本書紀』の捏造である。

筑紫に「二萬餘の軍」を派遣したのは上宮法皇である。『日本書紀』は上宮法皇を抹殺して崇峻天皇に書き変えている。

「５９１年」に上宮法皇は阿毎王権から独立する。阿毎王権はそれを阻止するために討伐隊を派遣するであろう。討伐隊は本拠地の鞍手郡を出発して筑紫（博多）を通り、上宮王家の本拠地である肥前へ向かうはずである。上宮法皇は先手を打って筑紫に「二萬餘の軍」を派遣して阿毎王権の討伐隊と対戦しようとした。これが真相である。

ところが阿毎王権は討伐隊を派遣しなかった。将軍等は戦わずに帰る。

（推古）三年（５９５年）七月、将軍等、筑紫より至る。『日本書紀』

将軍等は阿毎王権の討伐隊と戦うために４年間も筑紫に待機している。しかし阿毎王権からの討伐隊は来なかった。阿毎王権は上宮王家の独立を認めたことになる。

上宮王家は阿毎王権から完全に独立した。北部九州に「阿毎王権」と「上宮王家」の二つの王権が併存することになる。それは「年号」を見れば明らかである。

○二つの王権

| ○阿毎王権の年号 | ○上宮王家の年号 |
| --- | --- |
| ・勝照　５８５年ー５８８年 | |
| ・端政　５８９年ー５９３年 | ・法興　５９１年ー６２２年 |

「端政」年号と「法興」年号は重なっている。阿毎王権と上宮王家が併存している証拠である。

「法興」年号は「５９１年」からはじまる。「５９１年」に上宮法皇が阿毎王権から独立したことを示している。

## (4)　「崇峻天皇の殺害事件」と上宮法皇

「５９１年１１月」に上宮法皇は阿毎王権の討伐隊と戦うために「二萬餘の軍」を筑紫へ派遣する。その「１年後」の「５９２年１１月」に蘇我馬子は崇峻天皇を殺す。

> (崇峻) 五年（５９２年）十月、山猪を献じる有り。天皇、猪を指して詔して曰く、「何時か此の猪の頸を断つ如く朕が嫌いな人を断つ」という。多く兵仗を設けること常より異なること有り。蘇我馬子宿禰、天皇の詔した所を聞いて己を嫌うことを恐れる。儻者（やからびと）を招き聚めて天皇を弑（ころ）すことを謀る。

十一月、馬子宿禰、群臣を詐（いるわ）りて曰く、「今日、東国の調（みつぎ）を進（たてまつ）る」という。乃ち東漢直駒をして天皇を弑（ころ）さしむ。是の日、天皇を倉梯岡陵に葬る。

『日本書紀』

蘇我馬子は東漢直駒を派遣して崇峻天皇を殺害したとある。天皇を殺害した事件として有名である。

ところが『日本書紀』は続けて次のように書いている。

（崇峻）五年（５９２年）十一月、（蘇我）馬子、東漢直駒を使わし天皇を弑す。（中略）駅使（はいま）を筑紫の将軍の所に遣わして曰く、「内乱に依り外事を怠るなかれ」という。　『日本書紀』

「５９１年１１月」に上宮法皇は筑紫に「二萬餘」の軍を派遣する。一年後の「５９２年１１月」に「駅使（はいま）を筑紫の将軍の所に遣わして」とある。上宮法皇が「駅使（はいま）を筑紫の将軍」に遣わしている。

そこには「内乱に依り外事を怠るなかれ」とある。「外事を怠るなかれ」とは阿毎王権の討伐隊が来るのでそれに対して「備えを怠るな」という意味である。「上宮法皇」からの命令であることがわかる。

ここで重要なことは、上宮法皇は「蘇我馬子が崇峻天皇を殺害した事件」を「内乱」と言っていることである。蘇我馬子も崇峻天皇も上宮法皇の臣下であることがわかる。「臣下同士の争い」であるから「内乱」と言っている。

崇峻天皇は大和の天皇であるといわれている。しかし、崇峻天皇は「５８７年」に蘇我馬子が物部守屋を伐つときに参加している。

（崇峻）即位前紀（５８７年）七月、蘇我馬子宿禰大臣、諸皇子と群臣に勧めて物部守屋大連を滅ぼすことを謀る。泊瀬部皇子・竹田皇子・厩戸皇子・難波皇子・春日皇子・蘇我馬子宿禰大臣・紀男麻呂

宿禰・巨勢臣比良夫・膳臣賀拕夫・葛城臣烏那羅、ともに軍旅を率いて進み大連を討つ。　『日本書紀』

「泊瀬部皇子」とある。「崇峻天皇」である。「ともに軍旅を率いて進み大連を討つ」とある。物部守屋を討つ軍隊の隊長として参加している。

「蘇我馬子」も「泊瀬部皇子・竹田皇子・厩戸皇子・難波皇子・春日皇子・蘇我馬子宿禰大臣・（中略）、ともに軍旅を率いて進み大連を討つ」とあり、「蘇我馬子」は「６番目」の隊長として出てくる。『日本書紀』は「蘇我馬子宿禰大臣、諸皇子と群臣に勧めて物部守屋大連を滅ぼすことを謀る」と書いており、あたかも蘇我馬子が物部守屋を討つ首謀者のように書いているが、これらは『日本書紀』の捏造である。「蘇我馬子」は物部守屋を討つ「６番目」の隊長にすぎない。

「泊瀬部皇子（崇峻天皇）」も、「蘇我馬子」も上宮法皇の命令により、「物部守屋を討つ軍隊」の隊長として派遣されている。

「厩戸皇子」も出てくる。上宮法皇の長男である。上宮法皇の代理として参加しているのであろう。命令を出しているのは上宮法皇である。「泊瀬部皇子（崇峻天皇）」も、「蘇我馬子」も上宮法皇の命令で物部守屋を討っている。

蘇我馬子は阿毎王権の重臣であった。ところが上宮法皇の臣下になっている。蘇我馬子は阿毎王権から上宮王家へ寝返っている。おそらく上宮法皇が阿毎王権から独立するとき蘇我馬子を連れてきたのであろう。

「崇峻天皇と蘇我馬子の争い」は肥前の養父郡の土地をめぐる争いである（古代史の復元⑥『物部氏と蘇我氏と上宮王家』）。崇峻天皇は肥前の養父郡の人である。『日本書紀』はそれを大和の天皇であるかのように捏造している。

## (5)　「蘇我氏と物部氏の争い」の真相

「蘇我氏と物部氏の争い」と云われているが、蘇我馬子は上宮法皇の命令により物部守屋と戦っている。

一方、物部守屋は阿毎王権の天皇（十五世物部大人連公）の叔父である。若い阿毎王権の天皇は物部守屋に全権を委任したのであろう。物部守屋は阿毎王権を代表する総大将として戦っている。

「蘇我馬子と物部守屋の争い」は「蘇我氏」と「物部氏」の争いではない。「上宮法皇と阿毎王権の戦い」である。この戦いは「上宮法皇が阿毎王権から独立するための戦い」である。この戦いに勝利すると上宮法皇は阿毎王権から独立する準備を進める。「４年」後の「５９１年」に上宮法皇は阿毎王権から独立して「上宮王権」を樹立する。

## (6)　上宮法皇と「仏法の興隆」

「５９１年」に上宮法皇は阿毎王権から独立する。上宮法皇は「肥前の飛鳥」に「上宮王権（上宮王家）」を樹立し、天子となり、「法興」年号を建てる。

「法興」とは「仏法を興隆させる（法興）」という意味である。上宮法皇は「仏法の興隆」を最大の目標にしている。それは「上宮法皇」という名前を見ても明らかである。「法皇」とは「仏法界の最高位（王）」という意味であろう。

上宮法皇は「仏法の興隆（法興）」を実施する。

○上宮法皇と仏法の興隆

■　（推古）二年（５９３年）二月、皇太子（聖徳太子）及び（蘇我馬子）大臣に詔して、三寶を興隆せしむ。是の時、諸の臣（おみ）・

連（むらじ）等は各（おのおの）君親（きみおや）の恩の為に競いて仏舎を造る。即ち是を寺という。

■　（推古）三年（５９４年）五月、高麗の僧慧慈帰化（もうく）る。則ち皇太子の師としたまう。
是歳、百済の僧慧聰来る。此の両の僧は仏教を弘演（ひろ）めて、並びに三寶の棟梁と為る。

■　（推古）四年（５９６年）十一月、法興寺、造り竟（おわ）る。則ち（蘇我馬子）大臣の男善徳臣を以て寺司に拝す。是の日、慧慈・慧聰の二人の僧、始めて法興寺に住む。　『日本書紀』

『日本書紀』は「推古紀」としているが、すでに述べてきたように『日本書紀』は上宮法皇を抹殺している。上宮法皇を「推古天皇」にすり替えている。「天皇」は上宮法皇であり、「皇太子」は厩戸皇子（聖徳太子）である。

「５９３年」は「５９１年」に独立して「２年後」である。上宮法皇は聖徳太子と蘇我馬子に「三寶（仏法僧）を興隆せしめよ」と命じている。「法興」である。「法興」年号を実行している。家臣等は「競って仏舎（寺）を造る」とある。肥前の「上宮王権」では仏教が急速に広まる。

「５９４年」には高麗の僧慧慈と百済の僧慧聰を招聘して「仏教の布教」をさらに推進する。高麗の僧慧慈は聖徳太子の師になる。

「５９６年」に「法興寺」が完成する。「仏法を興隆させる（法興）」ために上宮法皇が建立した寺である。

「慧慈・慧聰の二人の僧、始めて法興寺に住む」とある。慧慈は聖徳太子の師であるから「法興寺」は上宮法皇が建立した上宮王家の寺である。

聖徳太子は高麗の僧慧慈から仏法を学び、勝鬘経や法華経を説教する。

（推古）十四年（６０６年）七月、天皇、皇太子に請い、勝鬘経（しょうまんきょう）を講ぜしむ。三日で之を説きおわる。

是歳、皇太子、亦法華経を岡本宮に於いて講ず。天皇、大いに喜び播磨国の水田百町を皇太子に施す。因りて斑鳩寺に納める。

『日本書紀』

「天皇」は上宮法皇であり、「皇太子」は厩戸皇子（聖徳太子）である。上宮法皇は聖徳太子に勝鬘経や法華経を講義させている。

このように上宮法皇は年号を「法興」とし、「法興寺（仏法を興隆する寺）」を建立して「仏法の興隆」に努めている。

## (7) 上宮法皇と法隆寺

「６２２年」に上宮法皇は死去する。上宮法皇を祀るために「法隆寺」が建立される。法隆寺金堂の釈迦三尊像の光背には次のように書いている。

○法隆寺金堂の釈迦三尊像光背銘

- 法興元三十一年、歳次辛巳（６２１年）十二月、鬼前太后崩ず。
- 明年（６２２年）正月二十二日、上宮法皇枕病して悆（よ）からず。
- 干食王后、仍りて以て労疾し、並びに床に著く。
- 時に王后・王子等、及び諸臣と深く愁毒を懐き、共に相発願す。仰いで三宝に依り、当に釈像尺寸の王身を造る。此の願いの力を蒙り、病を転じ、寿を延ばし、世間に安住されんことを。（中略）
- 二月二十一日、王后、即世す。
- 翌日（二月二十二日）、法皇、登遐す。
- 癸未年（６２３年）三月中、願の如く釈迦尊像并びに侠侍及び荘厳の具を造り竟（おわ）る。（中略）
- 使司馬鞍作止利仏師造る。

「法隆寺金堂釈迦三尊像光背銘」（概要を箇条書にしている）

「６２２年２月２２日」に上宮法皇は死去する。翌年の「６２３年３月」に釈迦三尊像が完成する。製作者は止利仏師である。「法隆寺」の完成である。

上宮法皇は「仏法の興隆」を願い、年号を「法興」とし、「法興寺」を建立して仏教の布教に力を注いだ。その功績を称えて上宮法皇を祀る寺を造り、「法隆寺」としている。「法隆寺」とは「上宮法皇のお陰で仏法はすでに興隆しました（法隆）」という意味である。「法隆寺」は上宮法皇を祀り、上宮法皇を称える寺である。「法隆寺」は聖徳太子の寺ではない。

「法隆寺」は上宮王家の本拠地である「肥前の飛鳥」に建立された。

## (8) 法隆寺の移築

法隆寺は「６７０年」に焼亡したと『日本書紀』は書いている。

> （天智）九年（６７０年）四月、夜半の後、法隆寺に火災。一屋も餘る無し。　『日本書紀』

法隆寺は火災に遭い「一屋も餘る無し」とある。

これが史実であるとして、今の法隆寺はその後再建されたとしている。しかし五重塔の心柱は「５９４年に伐採された桧（ヒノキ）である」ことが判明した。今の法隆寺は「６７０年」の火災では焼亡していない。しかも再建されたものでもない。五重塔は「５９４年」に伐採された心柱が使われている。

「６７０年」に焼亡したのは「斑鳩寺」である。『日本書紀』は「斑鳩寺」を「法隆寺」と書いている。編纂者の誤りである。

「６７０年」頃の法隆寺は肥前の飛鳥にある。法隆寺が大和の斑鳩に移築されるのは「和銅年間（７１０年ころ）」である（古代史の復元⑥『物部氏と蘇我氏と上宮王家』）。

それを証明する資料を最近見つけた。『法隆寺』（近畿日本叢書、昭和四十四年、近畿日本鉄道株式会社）である。それには次のように書いてある。

> 五重塔の礎石は一応塔の礎石として拵（す）えられたものと見られる形状のもので、外廻りの礎石には顕著な作り出があり、柱座に続けて狭間石（はざまいし）に当たる部分の作り出もあった。（中略）尚、余談になるが、その東北隅の礎石に円く上の開いた穴が穿たれていて、そこに火葬にした人骨その他が納められていたのは人々の注意をひいた。何故なら、火葬は文武天皇の四年（七〇〇）僧道照に対して執行されたのが日本に於ける最初と伝えられているからである。　『法隆寺』（近畿日本叢書）

法隆寺五重塔の東北隅の礎石に火葬にした人骨が納められていたという。この本を読むまで知らなかった。

これには「尚、余談になるが」と書いている。「余談」どころの話ではない。「法隆寺の再建・非再建論争」を決着させる重要な問題である。歴史学者や考古学者は知っているはずである。「人々の注意をひいた」とある。何故、この問題を取り上げないのであろうか。

僧道照が火葬にされたことは『続日本紀』にある。

> （文武）四年（７００年）三月、道照和尚物化（死）す。（中略）道照和尚は河内国丹比郡の人なり。俗姓は船連。父は恵釈であり、少錦下なり。（中略）
> 初め孝徳天皇の白雉四年（６５３年）に使いに随い唐に入る。適（たまたま）、玄奘三蔵に遇い、師として業を受ける。三蔵は特に愛し、

同じ房に住まわしむ。（中略）後に使いに随い国に帰る。訣（わかれ）に臨みて三蔵は持つ所の舎利・経論を以て咸（ことごと）く和尚に授けて曰く、「……」。（中略）
船は進み本朝に帰還す。元興寺の東南の隅に別に禅院を建てて住まわしむ。（中略）気息有ること無し（死去す）。時に七十有二。弟子等、遺せる教えを奉じて粟原に火葬す。天下の火葬、此より始まる。（中略）
後に都を平城に遷すなり。和尚の弟及び弟子等、奏聞して禅院を新京に徙（うつ）し建てる。今の平城の右京の禅院、是なり。

『続日本紀』

「７００年」に僧道照が火葬にされたとき「天下の火葬、此より始まる」とある。

法隆寺五重塔の礎石から「火葬された人骨」が出土している。当然、「７００年」より後であろう。今の法隆寺は「７００年」よりも後に建てられている。

法隆寺は当時でも有名な寺である。法隆寺の火葬の方が僧道照よりも早いのであれば『続日本紀』は「７００年」の僧道照の火葬を「天下の火葬、此より始まる」とは書かないであろう。

「法隆寺」は「和銅年間（７１０年ころ）」に肥前の飛鳥から大和の斑鳩に移築したという私の説が正しいことを五重塔の礎石の人骨は証明している。

「五重塔の礎石の人骨」は「和銅年間（７１０年ころ）」に火葬されたものである。五重塔はその上に建てられている。「和銅年間（７１０年ころ）」まで法隆寺は肥前の飛鳥にあった。

## (9) 舒明天皇と百済大寺

舒明天皇の后は上宮法皇の孫娘宝皇女（皇極天皇、斉明天皇）である。舒明天皇は上宮王家への入り婿である。

「６３９年」に舒明天皇は百済川の側に大宮・大寺を建てる。

> （舒明）十一年（６３９年）七月、詔して曰く、「今年、大宮及び大寺を造作す」という。則ち百済川の側を以て宮處（みやどころ）と為す。是を以て西の民は宮を造り、東の民は寺を作る。
> （舒明）十二年（６４０年）十月、是月、百済宮に徙る。
>
> 『日本書紀』

舒明天皇は「６３９年」に「大宮・大寺」を建てて、「６４０年」に「百済宮」に徙（うつ）るとある。「大宮（宮殿）」は「百済宮」である。「百済大宮」である。

「大寺」は「百済大寺」である。『大安寺縁起』は次のように書いている。

> （舒明天皇）天皇位十一年歳次己亥（６３９年）春二月、百済川の側に子部社を切排し、院寺家、九重塔を建つ。号して百済大寺という。この時、社神、怨みて而して失火し、九重塔並びに金堂・石の鴟尾を焼破す。
>
> 『大安寺縁起』

百済大宮・百済大寺は肥前の神埼郡宮所に建立された（本書、古代史の復元⑥『物部氏と蘇我氏と上宮王家』）。舒明天皇は肥前の人である。上宮王家への入り婿であるから肥前に宮殿を建てている。

「百済大寺」は肥前に創建されている。大和の吉備池廃寺は百済大寺ではない。

このように上宮王家は法興寺・法隆寺・斑鳩寺・百済大寺を建立している。初期の古代寺院が肥前に多いのは上宮王家が仏法の興隆に力を注いでいるからである。

## 3　天武王権と仏教

### (1)　「天武天皇の父」と仏教

「６３５年」に阿毎王権から天武王権に交代する。天武王権は阿毎王権の上に君臨した王権であるから阿毎王権のすべてを引き継いでいる（古代史の復元⑦『天智王権と天武王権』）。

「６３９年」に唐から学問僧恵隠・恵雲が帰国する。

> （舒明）十一年（６３９年）九月、大唐の学問僧恵隠・恵雲、新羅の送使に従い京に入る。　『日本書紀』

「恵隠」は「６０８年」に阿毎王権から隋へ派遣された「志賀漢人慧隠」であろうと言われている。

> （推古）十六年（６０８年）九月、唐の客裴世清、罷り帰る。則ち小野妹子臣を以て大使と為す。吉士雄成を小使と為す。（中略）是時、唐国に遣わす学生倭漢直福因・奈羅訳語恵明・高向漢人玄理・新漢人大圀、学問僧新漢人日文・南淵漢人請安・志賀漢人慧隠・新漢人広済等、并せて八人なり。　『日本書紀』

「恵隠」は「６０８年」に学生倭漢直福因・奈羅訳語恵明・高向漢人玄理・新漢人大圀、学問僧新漢人日文・南淵漢人請安等とともに「隋」へ派遣される。「３１年後」の「６３９年」に「唐」から「天武王権」に帰国している。

このように天武王権は阿毎王権から学生や学問僧まで引き継いでいる。

『日本書紀』は「舒明紀」としているが、『日本書紀』は「天武王権」を抹殺している。「天武天皇の父」を「舒明天皇」にすり替えている。「６３９年」は「天武王権」と「上宮王権」が併存している時代である。

○「天武王権」の天皇と年号

- 僧要　６３５年ー６３９年　　初代　（天武天皇の父）
- 命長　６４０年ー６４６年
- 常色　６４７年ー６５１年
- 白雉　６５２年ー６６０年
- 白鳳　６６１年ー６８３年　　二代目　天武天皇

○「上宮王家」の天皇と年号

- 法興　５９１年ー６２２年　　初代　　上宮法皇
- 仁王　６２３年ー６２８年　　二代目　Ｘ天皇（殖栗皇子、または茨田皇子）
- 聖聴　６２９年ー６４１年　　三代目　舒明天皇

「６３９年」は「天武王権」では「僧要」年号であり、「上宮王家」では「聖聴」年号である。

恵隠等は「新羅の送使に従い京に入る」とある。「唐」や「新羅」と交流しているのは天武王権である。「京」は天武王権の本拠地である「宗像」である。

僧恵隠は帰国した翌年（６４０年）に無量壽経を説教している。

> （舒明）十二年（６４０年）五月、大いに齋を設ける。因りて恵隠僧を請いて無量壽経を説かしむ。（中略）
> 十月、大唐の学問僧清安・学生高向漢人玄理、新羅より伝わりて至る。　　『日本書紀』

天武王権は仏教を学んで帰国したばかりの僧恵隠に「無量壽経」を説教させている。天武王権も仏教に熱心な王権であることがわかる。阿毎王権から「仏教」も引き継いでいるのであろう。

「６４０年１０月」に学問僧清安・学生高向漢人玄理等が「唐」から「天武王権」に帰国する。

「６３２年」には唐から「僧旻」が「阿毎王権」に帰国している。「６４０年」に「高向玄理」が「天武王権」に帰国すると「天武天皇の父」は「６４５年」に「僧旻と高向玄理」を国博士に任命する。

> （孝徳）即位前紀（６４５年）、沙門旻法師・高向史玄理を以て国博士と為す。　『日本書紀』

『日本書紀』は「孝徳紀」としているが、「天武王権」である。旻法師は天武王権の僧である。

旻法師は「十師」の一人になる。

> （孝徳）大化元年（６４５年）八月、故、沙門狛大法師・福亮・恵雲・常安・霊雲・恵至・寺主僧旻・道登・恵隣・恵妙を以て十師と為す。別に恵妙法師を以て百済寺の寺主と為す。此の十師等、宜しく能（よ）く衆の僧を教え導き、釈教（ほとけのおしえ）を修行し、要（かなら）ず法の如くならしめよ。　『日本書紀』

「沙門狛大法師・福亮・恵雲・常安・霊雲・恵至・寺主僧旻・道登・恵隣・恵妙を以て十師と為す」とある。「十師」の中に「寺主僧旻」が居る。「十師」は「天武王権」が任命している。

ところが「別に恵妙法師を以て百済寺の寺主と為す」とある。「百済寺」は舒明天皇が肥前の神埼郡宮所に創建した「百済大寺」であろう。「十師」の中に上宮王家の僧恵妙法師が入っている。何故であろうか。

これについては説明が必要である。「大化改新」について説明しなければならない。

「古代史の復元⑦『天智王権と天武王権』」に詳述しているが、「（孝徳）大化二年（６４６年）」の「改新之詔」は『日本紀』の「（天武天皇の父）白雉元年（６５２年）」にあったものである。『日本書紀』は「天武王権」を抹殺して孝徳天皇の事績にするために「（孝徳）大化二年（６４６年）」に遡らせている。

「天武天皇の父」は「改新之詔」を発令するとき改元している。「改新之詔」は改元するほど重要な制令である。「改新之詔」は改元した「白雉元年（６５２年）正月」に出されている。ところが『日本書紀』はそれを読み取ることができずに「大化二年」に「改新之詔」を出したとしている。

「（天武の父）白雉元年（６５２年）」の前年は「常色五年（６５１年）」である。『日本書紀』では「（孝徳）大化元年（６４５年）」になる。『日本書紀』の「（孝徳）大化」年代は『日本紀』の年代に戻さねばならない。『日本書紀』の「大化年代」は次のようになる。

○『日本紀』と『日本書紀』の年代

| 『日本書紀』 | | 『日本紀』 |
|---|---|---|
| ■ （孝徳）大化元年（６４５年） | ⇒ | （天武の父）常色五年（６５１年） |
| ■ （孝徳）大化二年（６４６年） | ⇒ | （天武の父）白雉元年（６５２年） |

「（孝徳）大化元年（６４５年）八月」条の「十師」の記事は「（天武の父）常色五年（６５１年）」である。

「天武天皇の父」は「６５１年」に上宮王家の「百済寺」の寺主恵妙法師を含めて「十師」を定めている。何故であろうか。

「６４５年６月」に「乙巳の変」がある。蘇我倉山田石川麻呂は中大兄皇子の要請を受けて蘇我入鹿を討つことに協力する。その功績により蘇我倉山田石

川麻呂は上宮王家の右大臣になる。ところが「天武天皇の父」は「６４９年」に蘇我倉山田石川麻呂を討つ。このとき上宮王家は「天武王権」に降っている。

斉明天皇は「６５５年」頃に中大兄皇子（天智天皇）の娘大田皇女（１３才位）を献上して天武天皇の妃にしている。政略結婚である。翌「６５６年」には「天武王権」から逃げるために肥前の飛鳥を捨てて大和へ移る。

上宮王家（天智王権）が天武王権の支配下にあることは遺跡が証明している。斉明天皇の飛鳥京跡から「６４９年」に「天武天皇の父」が制定した「冠位」が書かれた木簡が出土している。「天武王権」が「上宮王家（天智王権）」の家臣に与えた冠位ということになる。上宮王家は「天武王権」の冠位制度の中に組み込まれている（古代史の復元⑦『天智王権と天武王権』）。

ところが「６６７年２月」に斉明天皇が死去すると天智天皇は近江へ逃げて王権を復活し、天子となり、「中元」年号を建てる。日本列島に「二つの王権」が併存することになる。これを怒り、天武天皇は「６７２年６月」に「壬申の乱」を起こして「天智王権」を討つ。日本列島は再び「天武王権」によって統一される（古代史の復元⑦『天智王権と天武王権』）。

「十師」の話に戻そう。

「６４９年」に「天武天皇の父」は蘇我倉山田石川麻呂を討つ。右大臣が討たれたので上宮王家（斉明天皇）は「天武王権」に降る。これにより「天武天皇の父」は上宮王家の寺院についても考慮することになり、「６５１年」に「百済寺」の寺主恵妙法師も含めて「十師」を定めている。

「十師」は「衆の僧」を教育している。「十師等は宜しく能（よ）く衆の僧を教え導く」とある。「天武王権」は仏教の指導者を１０人も任命して「仏教の布教」に努めている。

『日本書紀』は続けて次の記事を載せている。

> （孝徳）大化元年（６４５年）八月、凡そ天皇より伴造に至るまで、造る所の寺、営（つく）ること能（あた）わずば、朕皆助け作らむ。

今寺司等と寺主とを拝せむ。諸寺を巡行して僧尼・奴婢・田畝の実を験（かんが）えて盡く顕（あきら）め奏せよ」という。即ち来目臣、三輪色夫君・額田部連甥を以て法頭とす。　　『日本書紀』

「（孝徳）大化元年（６４５年）八月」とあるが、これも「（天武の父）常色五年（６５１年）」であろう。「天皇」は「天武天皇の父」である。「寺院を建立することができないならば朕が助ける」と述べている。

北部九州には「天武王権」によって多くの僧尼が育成され、多くの寺院が建立される。

## (2)　天武天皇の父と旻法師

次の記事も「孝徳紀」であるが「天武天皇の父」である。

（孝徳）白雉元年（６５０年）冬十月、是月、始めて丈六の繡像・侠侍・八部等の三十六像を造る。（中略）
白雉二年（６５１年）三月、丈六の繡像等成る。　　『日本書紀』

「白雉」年号は「天武天皇の父」の年号である。『日本書紀』はそれを孝徳天皇にすり替えている。

「始めて丈六の繡像・侠侍・八部等の三十六像を造る」とある。「天武天皇の父」である。

同じ内容が『大安寺縁起』にある。

合繡仏像参帳　一帳高二丈二尺七寸広二丈二尺四寸
二帳並高各二丈広一丈八尺
一帳像具脇侍菩薩八部等三十六像

右袁智天皇坐難波宮而、庚戌年冬十月始、辛亥年春三月造畢、即請者、

一帳大般若四處十六会図像

一帳華厳七處九会図像

右天平十四年歳次壬午、奉為十代天皇、前律師道慈法師、寺主僧教義等奉造者、　『大安寺縁起』

「一帳像具脇侍菩薩八部等三十六像」を「右袁智天皇坐難波宮而、庚戌年（６５０年）冬十月始」とある。『日本書紀』と同じ内容である。

舒明天皇が肥前の神埼郡に創建した百済大寺は火災で焼亡するが、斉明天皇が再建する。それを天武天皇が大和の高市郡に移築して「大官大寺」となり、平城京へ遷して「大安寺」になる。これらには孝徳天皇は一切関与していない。したがってこれは「孝徳天皇」ではない。「天武天皇の父」である。

「袁智天皇」とある。「天武天皇の父」ではないだろうか。「難波宮」とある。多々良川の川口の宮殿であろう。

「天武天皇の父」は「難波宮」に来て「仏像・像具・脇侍菩薩八部等三十六像」を造り始めたとある。「難波」には唐や百済から使者や技術者が大勢来ている。その人々と「難波宮」に於いて検討して「仏像・像具・脇侍菩薩八部等三十六像」を造る決心をしたのではないだろうか。

「白雉二年（６５１年）三月に丈六の繍像等が成る」とある。「１２月」には「二千一百餘の僧尼」に一切経を読ませている。

（孝徳）白雉二年（６５１年）十二月、味経宮（あじふみや）に於いて二千一百餘僧尼を請い、一切経を読ましむ。是夕、二千七百餘燈を朝庭内に燃やし、安宅・土側等の経を読ましむ。　『日本書紀』

「味経宮（あじふみや）」とある。「味経宮」は「白雉元年」に出てくる。

(孝徳) 白雉元年（６５０年）正月、車駕、味経宮に幸して賀正の礼を観る。是日、車駕宮に還る。　『日本書紀』

岩波書店の『日本書紀』の頭注には「『万葉集』九二八番に味経之原、同一〇六二に味原宮。ともに難波長柄宮に近い海辺の地。『和名抄』に東生郡味原郷が見える。摂津志に三島郡味生村をあてるが疑問」とある。

しかし「（孝徳）白雉元年（６５０年）正月」の記事はこれだけであり、すぐに次ぎの「二月」の記事がある。「白雉」年号に改元する記事である。そこに「旻法師」が出てくる。

(孝徳) 白雉元年（６５０年）二月、穴戸国司草壁連醜經、白雉を献じて曰く、「……」。（中略）僧旻法師曰く、「伏して聞く、王は四表に旁（あまね）く流れるとき則ち白雉が見える。……。」という。（中略）詔して曰く、「穴戸国の中に此の嘉き瑞有り。所以（ゆえ）に天下に大赦す。白雉に改元する。」という。
『日本書紀』

「僧旻法師曰く、」とある。「天武王権」である。また「白雉に改元する」とある。「白雉」年号は「天武天皇の父」の年号である。「白雉」年号に改元しているのは「天武天皇の父」である。『日本書紀』はこれを孝徳天皇にしている。

「味経宮」は「天武天皇の父」の宮殿である。「（孝徳）白雉二年（６５１年）十二月」条には「味経宮（あじふみや）に於いて二千一百餘僧尼を請い、一切経を読ましむ」とある。

「天武天皇の父」は「（天武の父）常色五年（６５１年）８月」に「十師」を定めて多くの僧尼を育成している。「６５１年１２月」には「二千一百餘僧尼」が「一切経」を読むまでに成長している。

これらはすべて北部九州の「天武王権」の出来事である。

### (3) 天武天皇の父と元興寺

「６５３年５月」に天武天皇の父は遣唐使を派遣する。

> （孝徳）白雉四年（６５３年）五月、大唐に遣わす大使小山上吉士長丹、副使小乙上吉士駒、学問僧道厳・道通・道光・恵施・覚勝・辨正・恵照・僧忍・知聰・道昭・定恵（定恵は内大臣の長子なり）・安達（安達は中臣渠毎連の子）・道観、学生巨勢臣薬・氷連老人、（或本に、学問僧知辨・義徳、学生坂合部連磐積を以て増す。）并せて一百二十一人、倶に一船に乗る。　『日本書紀』

「小山上」は「天武天皇の父」が制定した「官位制度」の官位である（古代史の復元⑦『天智王権と天武王権』）。

「天武王権」がこれらの学問僧を派遣している。その中に「定恵」が居る。藤原鎌足の長子である。藤原鎌足はこの時期には天武王権に仕えている（古代史の復元⑦『天智王権と天武王権』）。

また「道昭」が居る。「道照」である。「道昭（道照）」は帰国して「元興寺」に住む。

> （文武）四年（７００年）三月、道照和尚物化（死）す。（中略）道照和尚は河内国丹比郡の人なり。俗姓は船連。父は恵釈であり、少錦下なり。（中略）
> 初め孝徳天皇の白雉四年（６５３年）に使いに随い唐に入る。適（たまたま）、玄奘三蔵に遇い、師として業を受ける。三蔵は特に愛し、同じ房に住まわしむ。（中略）後に使いに随い国に帰る。訣（わかれ）に臨みて三蔵は持つ所の舎利・経論を以て咸（ことごと）く和尚に授けて曰く、「……」。（中略）

船は進み本朝に帰還す。元興寺の東南の隅に別に禅院を建てて住まわしむ。（中略）気息有ること無し（死去す）。時に七十有二。弟子等、遺せる教えを奉じて粟原に火葬す。天下の火葬、此より始まる。（中略）

後に都を平城に遷すなり。和尚の弟及び弟子等、奏聞して禅院を新京に徙（うつ）し建てる。今の平城の右京の禅院、是なり。

『続日本紀』

「道照」は「本朝に帰還す。元興寺の東南の隅に別に禅院を建てて住まわしむ」とある。

「元興寺」は阿毎王権が「筑紫」に創建した寺である（本書）。今は天武王権の時代である。「元興寺」は天武王権の寺になっている。

「道昭（道照）」は帰国すると「天武王権」の「筑紫の元興寺」に住んでいる。仏教の布教に寄与しているのであろう。

この元興寺は「６７２年」の「壬申の乱」後に大和の飛鳥に移築されて「飛鳥寺」になる（本書）。

## (4) 天武天皇の父と川原寺

「６５３年５月」に「旻法師」は病気になる。しかしこれは前述のように「常色五年（６５１年）七月」である。

(孝徳) 白雉四年（６５３年）五月、是月、天皇、旻法師の房に幸して其の疾を問う。（或本に、五年七月に云う、僧旻法師阿曇寺に於いて病に臥す。是に於いて天皇、幸して之を問う。仍りて手を執りて曰く、「若（も）し、法師今日亡（し）なば、朕従いて明日亡なむ」という。）

『日本書紀』

「僧旻」は「６５３年６月」に死去する。

（孝徳）白雉四年（６５３年）六月、天皇、旻法師の命が終わると聞いて使いを遣わし弔（とぶら）う。并て多くの贈り物を送る。皇祖母尊及び皇太子等、皆使いを遣わし旻法師の喪を弔（とぶら）う。遂に法師のために畫工狛堅部子麻呂・鯽魚戸直等に命じて多くの仏菩薩像を造る。川原寺に安置す。（或本に云う、山田寺に在る）

『日本書紀』

「天皇」は「天武天皇の父」である。これらはすべて「天武王権」の出来事である。

旻法師のために「多くの仏菩薩像を造り、川原寺に安置す」とある。「川原寺」は「天武天皇の父」が筑紫に創建した寺である。川原寺の創建は「６５５年１０月」である。「天武天皇の父」は尊敬する旻法師のために多くの仏菩薩像を造り、自分が創建した「川原寺」に安置している。

## (5) 天武王権と新しい寺院建築技術

「６５５年１０月」に「天武天皇の父」は唐の新しい技術を用いて「川原寺」を創建している。その技術は「遣唐使」がもたらしたものである。

「６５５年１０月」以前に多くの「遣唐使」が帰国している。

○「阿毎王権」「天武王権」と遣唐使の帰国

■ （推古）三十一年（６２３年）七月、是時、大唐の学問者僧恵齋・恵光及び医恵日・福因等、並びに智洗爾等に従い来る。是に恵日等、共に奏聞して曰く、「唐国に留まる学者は皆学びて業を成しつ。喚

ぶべし。且つ其の大唐国は法式備わり定まれる珍の国なり。常に達（かよ）うべし」という。

- （舒明）四年（６３２年）八月、大唐、高表仁を遣わし三田耜を送る。共に対馬に泊まる。是時、学問僧霊雲・僧旻及び勝鳥養、新羅の送る使い等は之に従う。
- （舒明）十一年（６３９年）九月、大唐の学問僧恵隠・恵雲、新羅の送使に従い京に入る。
- 十月、大唐の学問僧清安・学生高向漢人玄理、新羅より伝わりて至る。　『日本書紀』

「（推古）三十一年（６２３年）七月」条には「是時、大唐の学問者僧恵齋・恵光及び医恵日・福因等、並びに智洗爾等に従い来る」とあり、恵日等、共に奏聞して曰く、「唐国に留まる学者は皆学びて業を成しつ」とある。遣唐使はよく学び、それを「業（職業）」にしている。

「遣唐使」は唐から新しい建築技術を持ち帰り、「川原寺」の建立に関与しているのであろう。

このように北部九州に樹立した「王権」はすべて仏教の導入に積極的である。北部九州には多くの寺院が建立され、多くの僧尼が誕生している。北部九州は物部麁鹿火王権の時代（５３８年）から「仏教国」になっている。

これが「古代の仏教史」である。従来はこれらをすべて「大和」の出来事であるとしている。

# 第４章　「古代寺院」の考古学による検証

古代の初期寺院はすべて北部九州に創建されている。それを考古学から検証しよう。

# 1　北部九州の古瓦

## (1)　大野城市上大利古窯と瓦

古代では瓦が葺かれるのは寺院のみである。瓦が出土すればそこには寺院が建立されていたと考えてよい。

初期の古代瓦は北部九州から出土する。初期の寺院が北部九州に建立されていたことを示している。

『野添・大浦窯跡群』（筑紫郡大野町大字上大利所在古窯跡群の調査、１９７０年、福岡県教育委員会）の中で小田富士雄氏は大浦窯跡で須恵器と共に瓦が生産されていたことを報告している。

> 大浦第２号窯跡の調査で注目されるのは須恵器第ⅣＢ期から第Ⅴ期に及ぶ時期に、これらの須恵器と共に瓦が生産されていることである。遺物の出土状態の観察からは両者の生産が先後関係にあるのではなく、同時生産とみなさざるをえない。そうすると６世紀末から７世紀初め頃にかけてこの窯で瓦陶兼業の生産が行われていたこととなってその意味するところはきわめて重要である。
>
> 小田富士雄氏

福岡県筑紫郡大野町は現在の筑紫野市である。「大浦第２号窯跡では須恵器と共に瓦が生産されていた」とある。その時期は「６世紀末から７世紀初め頃」であるという。阿毎王権の時代である。近くに阿毎王権の寺院が建立されていたのであろう。

小田富士雄氏は出土した「瓦」について次のように説明している。

平瓦と丸瓦の二種があるが、丸瓦は非常に少ない。表面に布目、背面に平行条線叩文が印されている。完全な遺品はないので正確な大きさを知ることはできないが、丸瓦の上端には玉縁がなく、また平瓦では上端幅が復原すれば２７ｃｍほどで下端にむかって次第に幅を広げてゆく傾向を示す例も知られたので行基葺形態の瓦であることがうかがわれる。瓦の背面にあらわれた平行条線叩文は凹部幅が凸部より幅広く刻まれていて、叩き板は瓦の上下方向に対して斜め方向に打たれ、瓦の下端から上端にむかって回転しながら叩きあげている。また表面には桶板の連接する形がよくのこっているものがあって造瓦技法をうかがうことができる。（中略）また瓦の両側面は桶造りの結果できる割りとった痕跡を面取りして消している。さらに表面の上下端寄りに同心円叩文の痕跡をのこすものがあるのは注意をひく。この瓦に用いられた平行条線・同心円などの叩文様は、須恵器の表裏に屡々印されていて本窯跡出土の須恵器甕にも同種の叩文が使用されている。　　小田富士雄氏

「丸瓦には、表面に布目、背面に平行条線叩文が印されている」という。「平瓦にも、瓦の背面にあらわれた平行条線叩文は凹部幅が凸部より幅広く刻まれている」という。さらに「表面の上下端寄りに同心円叩文の痕跡をのこすものがあるのは注意をひく」とある。

小田富士雄氏は続けて次のように述べている。

わが国で最も古い寺院は奈良県・飛鳥寺である。『日本書紀』によれば崇峻天皇元年（５８７年）に百済より渡来した技術者達の指導によって推古天皇四年（５９６年）に完成した。この寺院の創建に使用された瓦は行基葺の形態であり平行条線叩文が使用されたものがある。さらに平瓦表面の上端に同心円叩文を有するものがある点でも大浦窯瓦との類似が指摘される。　　小田富士雄氏

筑紫野市の大浦窯跡から出土した瓦は「飛鳥寺の瓦」と類似しているという。

「飛鳥寺」は筑紫の「元興寺」を天武天皇が大和の飛鳥に移築したものである。元興寺は前述のように「６０９年」に阿毎王権が筑紫に創建した寺である。

飛鳥寺（元興寺）の瓦と筑紫野市の大浦窯の瓦は類似しているという。同じ系統の技術者が双方の瓦を生産しているのであろう。元興寺の創建は「６０９年」であり、大浦窯跡から出土した瓦は「６世紀末から７世紀初め頃」であるという。時期も一致する。

大浦窯跡で瓦を焼いている工人と同じ系統の工人が近くで元興寺（飛鳥寺）の瓦を焼いているのであろう。

「元興寺は筑紫に創建された」という私の説を「大浦窯跡の瓦」は立証している。

## (2) 神ノ前窯跡と最古の瓦

太宰府から最古の瓦が出土している。「神ノ前窯跡」である。

『神ノ前窯跡』（太宰府町文化財調査報告書　第２集　福岡県筑紫郡太宰府町吉松所在窯跡の調査、古都大宰府を守る会、１９７９年）には次のように書いている。（太宰府町吉松は今の太宰府市吉松である）

> 遺跡は牛頸古窯跡群の東北端に位置する。丘陵尾根を挟んだ南北に２基の窯が確認された。
>
> 「軒丸瓦」　２号窯跡焼成部の床面から出土した。全長４４.１ｃｍで瓦当は無文で下半部は欠失している。直径１５.７ｃｍ、瓦当厚は中心部で１.４ｃｍである。瓦当面はナデ調整を行い、周縁が若干高くなるが判然とはしない。裏面はナデによって丁寧に調整されている。

丸瓦は全体的に焼け歪んでいるが、丸瓦上面は瓦当面から玉縁部にかけてゆるやかにカーブしている。また瓦当面から９.２ｃｍのところに径０.８ｃｍの釘穴が穿たれている。（中略）玉縁は丸瓦体部から斜めに段がつき、約０.８ｃｍで比較的低い。

「丸・平瓦」　焼成部、燃焼部、灰原などから主に出土したが、量的に少なく、かつすべて破片であり完全な形に復原し得るものは丸・平瓦ともない。出土点数は丸瓦１０点、平瓦４５点である。（中略）瓦当と丸瓦の接続部の形態は畿内飛鳥寺の軒丸瓦と類似しているが、本例は模骨や成形台を使用しておらずこれまでの瓦の製作技法とは異なった、むしろ土器（甕や壺）の製作技法に近いようであり、きわめて注目すべき瓦であるといえる。

これまでに窯跡および寺院跡などから、いわゆる須恵質の初期的な瓦が発見されている。なかでも大浦２号窯跡は須恵器と共に丸・平瓦が出土し、凸面に平行線文、凹面は同心円文および布目痕が残り、模骨製作技法によって作られている。時期は６世紀末から７世紀前半頃とされ、九州における瓦の初現を提示された。今回出土のそれは大浦２号窯跡出土の瓦に比べて、技法的にも異なり、又伴出した須恵器は大浦出土の須恵器より時期的に若干遡るものと考えられる。このように今回出土の瓦は製作技法および制作時期について従来の瓦に対する考え方では律しきれない点が多く、今後の資料の増加をまつとともにさらに検討を加えていきたい。　『神ノ前窯跡』

ここでも「瓦当と丸瓦の接続部の形態は畿内飛鳥寺の軒丸瓦と類似しているが、本例は模骨や成形台を使用しておらずこれまでの瓦の製作技法とは異なった、むしろ土器（甕や壺）の製作技法に近いようであり」とある。

飛鳥寺（元興寺）の軒丸瓦と類似しているという。飛鳥寺（元興寺）の瓦を焼いた工人や大浦窯跡の工人と同じ系統であろう。

「大浦２号窯跡は（中略）。時期は６世紀末から７世紀前半頃とされ、九州における瓦の初現を提示された」とあり、「（神ノ前窯跡の瓦は）大浦出土の須恵器より時期的に若干遡るものと考えられる」という。「神ノ前窯跡」の瓦は「６世紀後半」ということになる。

阿毎王権の樹立は「５５２年」である。阿毎王権は筑紫を領土にしている。「神ノ前窯跡」も阿毎王権の窯跡であろう。

阿毎王権では「５７０年」以前から寺院が建立されている。福岡市東区の多々良川の川口の「難波」である。「５７７年」には「難波の大別王の寺」は再建されている。「神ノ前窯跡」の瓦はこれらの寺院が北部九州に建立されたことを裏付けるものである。

最古の瓦は北部九州の窯跡から出土している。最古の寺院は北部九州に建立されている。

## 2　山田寺と川原寺

### (1)　山田寺と蘇我倉山田石川麻呂の事件

山田寺は蘇我倉山田石川麻呂が奈良県桜井市山田に建立した寺である。蘇我倉山田石川麻呂の本拠地は肥前の基肄郡山田であろう（古代史の復元⑦『天智王権と天武王権』）。

「６３５年」に天武天皇の父は阿毎王権の上に君臨し、「天武王権」を樹立する。阿毎王権の領土（筑紫）は天武王権の領土となる。天武天皇の父はさらに領土を拡大する。蘇我倉山田石川麻呂の本拠地の近くまで侵略する。蘇我倉山田石川麻呂は天武天皇の父を恐れて大和へ移住することを決意する。「６４１年」から奈良県桜井市に「山田寺」の建立をはじめる。

ところが中大兄皇子から蘇我入鹿を討つために協力して欲しいと懇願されて「６４５年」に蘇我入鹿を討つ。「乙巳の変」である。

> (皇極) 四年（６４５年）六月、中大兄、密かに倉山田麻呂臣に謂いて曰く、「三韓の調を進む日に必ず将に卿をしてその表を読唱せしめよ。」という。遂に（蘇我）入鹿を斬らんと欲する謀を陳べる。麻呂臣、許し奉る。（中略）中大兄、即ち自ら長槍を執り殿の側に隠れる。（中略）中大兄、子麻呂等の、入鹿が威（いきおい）に畏れて、進まざるを見て「咄嗟（やあ）」と曰う。即ち子麻呂等とともに不意に剣を以って入鹿の頭・肩を傷い割る。（中略）佐伯連子麻呂・稚犬養連網田、入鹿臣を斬る。（中略）中大兄、即ち法興寺に入り、城と為し而して備える。　　『日本書紀』

「倉山田麻呂臣」「麻呂臣」とあるのは「蘇我倉山田石川麻呂」である。中大兄皇子は蘇我倉山田石川麻呂に「入鹿を斬らんと欲する謀を陳（の）べる」とあり、蘇我倉山田石川麻呂は承諾する。

この事件で蘇我倉山田石川麻呂は大和へ移住する機会を失った。「６４９年」に天武天皇の父は蘇我倉山田石川麻呂を攻める。蘇我倉山田石川麻呂は大和に建設中の山田寺まで逃げるが、ついに殺される（古代史の復元⑦『天智王権と天武王権』）。

> （孝徳）大化五年（６４９年）三月、是日、大伴狛連と蘇我日向臣を以て将軍と為し、衆を領いて大臣を追わしむ。将軍大伴連等、黒山に到るに及び、土師連身・采女臣使主麻呂が山田寺より馳せて来たり告げて曰く、「蘇我大臣、既に三男一女とともに自ら經（くびく）りて死ぬ。」という。　『日本書紀』

「大臣」とあるのは蘇我倉山田石川麻呂である。蘇我倉山田石川麻呂は自害したという。その詳細が書かれている。

> 穂積臣噛は大臣の伴黨（ともがら）田口臣筑紫等を捉え聚（あつ）めて枷（くびかし）を着け反（うしろで）に縛る。是夕、木臣麻呂・蘇我臣日向・穂積臣噛は軍を以て寺を圍む。物部二田造塩を喚んで大臣の頭を斬らしむ。（中略）蘇我山田大臣に座して戮（ころ）される者は田口臣筑紫・耳梨道徳・高田醜雄・額田部湯座連・秦吾寺等、凡そ十四人。絞（くびく）られる者九人。流される者十五人。　『日本書紀』

「物部二田造塩を喚んで大臣の頭を斬らしむ」とある。蘇我倉山田石川麻呂（大臣）は自害したのではなく、天武天皇の父が派遣した軍によって殺されている。

蘇我山田大臣に座して戮（ころ）される者は「１４人」、自害する人は「９人」、流罪になった人は「１５人」も居るという。多くの人々が肥前から大和へ来ている。蘇我倉山田石川麻呂も肥前から大和へ逃げる寸前だったのであろう。

創建者が殺されたので山田寺の完成は遅れる。『上宮聖徳法王帝説・裏書』は山田寺の建立を次のように記録している。

○山田寺の造営　（『上宮聖徳法王帝説・裏書』より）

- 辛丑年（６４１年）　整地
- 癸卯年（６４３年）　金堂建立
- 戊申年（６４８年）　僧侶が住みはじめる
- 己酉年（６４９年）　右大臣害に遇う（蘇我倉山田石川麻呂殺される）
- 癸亥年（６６３年）　造塔を計画
- 癸酉年（６７３年）　塔心柱を建てる
- 丙子年（６７６年）　塔完成
- 戊寅年（６７８年）　丈六仏像を鋳造
- 乙酉年（６８５年）　丈六仏像開眼

「６４８年」には「僧侶が住みはじめる」とある。その翌年の「６４９年」に蘇我倉山田石川麻呂は天武天皇の父によって殺される。蘇我倉山田石川麻呂は「乙巳の変」にかかわらなければ「６４８年」には山田寺に移っていたのであろう。

山田寺が完成するのは天武天皇の時代である。

## (2) 山田寺と川原寺の建築様式

『古代を考える　古代寺院』（吉川弘文館）の中の「五　天皇の寺・豪族の寺」で上野邦一氏は「山田寺の金堂」について次のように述べている。

○山田寺の金堂

古代の仏堂は、内側身舎の柱数よりも外側庇（ひさし）の柱数は八つ多いのに、山田寺金堂は外側の柱の数が内側の柱数と同数で、ほかにはあまり例のない特異な柱位置を持つ建物である。

この柱位置から外側のコーナーにあたる隅柱では四五度方向にのみ組物（くみもの）を出す隅一組物と考えることができる。

上野邦一氏

「組物」というのは、深い軒を支える構造の仕組みで柱の上で順次前へせり出していく部材の組み合わせのことである。

「隅一組物」と「隅三組物」の寺院について次のように述べている。

○隅一組物と隅三組物の寺院

七世紀の寺院には、飛鳥寺・四天王寺・坂田寺・橘寺・桧隈寺、山城の高麗寺・伊丹廃寺、大津の穴太廃寺、名張の夏見廃寺など、隅一組物を用いるものが相当多くある。

七世紀後半になると川原寺・薬師寺をはじめおそらく大官大寺も隅三組物で、この後の寺院は隅三組物へと展開していく。山田寺は隅一組物の有力な寺院であり、川原寺は隅三組物を用いた最初の寺であると考えられる。

上野邦一氏

「山田寺は隅一組物の有力な寺院であり、川原寺は隅三組物を用いた最初の寺であると考えられる」という。「山田寺」と「川原寺」では寺院建築様式が異なっている。「川原寺」から新しい「隅三組物」になるという。

「山田寺」は「６４１年」から整地がはじまり、金堂の建立は「６４３年」である。一方、筑紫の「川原寺」は「６５５年」に創建されている。その時間差はわずかである。しかし建築様式はまったく異なっている。

天武天皇の父は遣唐使を派遣して積極的に唐の新しい文化を取り入れている。「川原寺」が新しい唐の文化で造られているのはそのためである。

一方、蘇我倉山田石川麻呂は上宮王家の右大臣である。上宮王家は唐との交流が無かった。そのため「山田寺」は昔の建築様式で造営されている。

## 3　山田寺系寺院

### (1)　上岩田廃寺

蘇我倉山田石川麻呂の本拠地は肥前の基肄郡である。蘇我倉山田石川麻呂は大和に山田寺を建立するとき建築技術者を九州から大和へ連れて行ったのであろう。建築技術者は基肄郡か、基肄郡に近いところに居たと思われる。

蘇我倉山田石川麻呂の本拠地の近くに「上岩田廃寺」がある。今は福岡県小郡市である。「上岩田廃寺」から出土した瓦は「山田寺系統」であるという。『古代瓦の研究　Ⅱ』（奈良文化財研究所、２００５年３月）の中の「筑後の山田寺系垂木先瓦・鬼瓦」で宮田浩之氏は次のように述べている。

Ａ　はじめに

井上廃寺は１９９３年から確認調査が実施され、寺域、伽藍配置などが確認された。これによって、瓦の変遷がたどれるようになった。さらに、１９９５年には上岩田（かみいわた）遺跡（上岩田廃寺）の大規模な調査が開始され、１９９８年には「平塚」と呼ばれている基壇状の高まりと周辺の調査がおこなわれた。そして、山田寺系垂木先瓦・鬼瓦、高句麗百済系単弁六弁軒丸瓦、および夥しい量の平瓦の出土をみた。

この結果、それまで井上廃寺の創建瓦として捉えていた上記の瓦類は、上岩田廃寺の創建瓦であることが明らかとなっている。

Ｂ　上岩田廃寺の調査

上岩田廃寺に残る基壇は「平塚」と呼ばれ、（中略）基壇の規模は、南北１６.５ｍ、東西１８.５ｍ、高さ１.７５ｍの長方形を呈する。（中略）基壇上に建つ建物は、５間×４間の東西棟で、金堂と考えら

れる。ただ、これ以外には基壇建物がまったく検出されていないことから、一堂寺院であった可能性が高い。（中略）

基壇の上面や斜面には、東西・南北方向に幅５－２５ｃｍの無数の地割れ痕跡が検出され、版築層がずれ落ちていた。これらは、『日本書紀』天武七年（６７８年）十二月に記載されている、久留米市水縄山系を中心に起こった筑紫国大地震によるものと考えられる。基壇化粧の痕跡が認められないこととあわせて、金堂は、未完成の状態で、この地震により倒壊した可能性が想定される。

Ｃ　上岩田廃寺出土瓦の検討

軒丸瓦

１類　丸瓦の凹面には、竹状模骨と呼ばれる簾状の痕跡が確認できる。枠板は、一周で３５－３８本程度を数える。１本の幅は３－５ｍｍ前後である。この技法の丸瓦は、７世紀前半代の福岡平野の遺跡や豊前地域の寺院にみられるほか、飛鳥池遺跡でも出土している。

Ｄ　おわりに

上岩田廃寺の垂木先瓦、鬼瓦、軒丸瓦、平瓦には、胎土に白色の長石の粗い粒子を含む特徴が共通して確認できた。これらの瓦の製作地は同一であった可能性が推測できる。また、共伴する獣脚硯、円面硯、土馬も共通した胎土をもつ。そのほか、須恵器の胎土にも共通するものが含まれており、瓦陶兼業窯で焼成された可能性が考えられる。

垂木先瓦、鬼瓦は、文様からみて、山田寺系統である。一方、軒丸瓦の瓦当文様は、高句麗百済系だが、瓦当と丸瓦部の接合に際しては、石川麻呂造営期の山田寺の軒丸瓦に見られるような片枘形加工を採用している。この技法は、山田寺のほか、大和の坂田寺や田中廃寺とも共通するが、これまで北部九州では確認できなかった製作技法である。

宮田浩之氏

上岩田廃寺は「６７８年」の筑紫大地震のときに建造中であったという。山田寺の築造が開始されて「３０年後」のことである。上岩田廃寺から出土した「垂木先瓦、鬼瓦は、文様からみて、山田寺系統である」という。

基肄郡の技術集団は蘇我倉山田石川麻呂が大和へ連れて行くが、一部は肥前に残り、上岩田廃寺を築造したのではないだろうか。

ほとんどの技術者は大和に連れて行かれた。そのため「この技法は、山田寺のほか、大和の坂田寺や田中廃寺とも共通するが、これまで北部九州では確認できなかった製作技法である」ということになるのであろう。

### (2) 大和の山田寺系寺院

『古代瓦研究　Ⅱ』（奈良文化財研究所、２００５年３月）には大和に多くの山田寺系寺院があることを紹介している。近江俊秀氏は「大和の山田寺式軒瓦」の中で次のように述べている。

> Ａ　はじめに
> 大和において山田寺式軒丸瓦を出土する寺院は、山田寺のほかに、桧隈寺・田中廃寺・奥山廃寺・大窪寺・阿倍寺・坂田寺・膳夫（かしわで）寺・小附（こうつけ）廃寺・石上（いそのかみ）廃寺・平隆寺・（額田寺・山村廃寺・楢池廃寺・塔の宮廃寺・長寺（おさでら）廃寺）などがある。
> Ｂ　田中廃寺出土の軒丸瓦
> 田中廃寺の創建は、７世紀中頃と推定されており、藤原京の条坊施行により、伽藍の再整備が行われたとされる。創建瓦とみられるＩＡが、山田寺のものと技法的に類似することから、技術的にも何らかのつながりが想定されるが、ハケ調整の多用など、独自性も見せている。

F　大和における山田寺式軒丸瓦

７世紀中葉、すなわち創建期の山田寺式から派生したと考えられるものは、田中廃寺のように、文様と技法の双方に山田寺との共通性が認められる例があり、一方、７世紀後半になると、奥山廃寺のように、文様は酷似するものの、技法上のつながりが全く認められないものが多数を占める傾向にあるようである。　　近江俊秀氏

大和の田中廃寺の創建は７世紀中頃と推定されるという。その創建瓦は「山田寺のものと技法的に類似することから、技術的にも何らかのつながりが想定される」という。山田寺の金堂は「６４３年」に建立されている。その瓦を焼いた瓦工が「７世紀中頃」に田中廃寺の瓦を焼いているのであろう。

山田寺系瓦は九州では蘇我倉山田石川麻呂の本拠地に近い上岩田廃寺でのみ確認されているが、大和では多くの寺院から山田寺系瓦が出土している。山田寺を造営した工人達は蘇我倉山田石川麻呂が天武天皇の父に討たれたので九州に帰ることができなくなり、大和に住み着き、多くの寺院建築にたずさわったのであろう。

北部九州（上宮王家）の寺院建築技術は大和に伝わっている。

## 4　天武王権と唐文化

### (1)　川原寺の特徴

川原寺の特徴を再度列挙しよう。

○川原寺の特徴

- 川原寺から軒丸瓦は複弁蓮華文になる。
- 川原寺は隅三組物を用いた最初の寺である。
- 川原寺から基準尺度に唐尺を用いる。
- 川原寺の中金堂の礎石は石山寺境内から運ばれたものである。

「川原寺から基準尺度に唐尺を用いる」という。また「川原寺」から軒丸瓦が「複弁蓮華文」になり、軒の組物も「隅三組物」になるという。これらは「唐の新しい建築様式」である。

「川原寺」は「天武天皇の父」が創建した寺である。天武天皇の父は「川原寺」を建立するとき「唐の新しい文化・技術」を積極的に採用している。

天武天皇は「唐の文化」に憧れていると言える。

### (2)　川原寺と複弁蓮華文

「天武天皇の父」の時代には唐から多くの遣唐使が帰国している。遣唐使は「１０年」「２０年」という長い期間を唐で過ごし、唐の文化を学んでいる。帰国するとそれらを「職業」にして新しい「唐の文化」を日本で実現している。

「川原寺から軒丸瓦は複弁蓮華文になる」という。中国では唐時代から複弁蓮華文になるといわれている。中国の南の方では単弁蓮華文が用いられるが、北の方では複弁蓮華文になるという。

「遣唐使の時代」に唐では軒丸瓦は複弁蓮華文になっている。遣唐使は唐で最新の「複弁蓮華文」の技術を学んで帰ったのであろう。それを最初に「川原寺」に適用した。そのため「川原寺」は軒丸瓦に複弁蓮華文を採用した最初の寺になっているのであろう。

「複弁蓮華文」は文様だけではない。瓦そのものが変化している。それまでの瓦よりも大きくなっている。それに合わせて瓦当面の中央の中房も大きくなり、蓮子が中央の一個を中心に「５個」と「９個」の蓮子が二重に巡らされるようになる。それを考古学では蓮子が「１＋５＋９」と表現している。さらに蓮弁の外側に鋸歯文が巡るようになる。

このように複弁蓮華文の瓦はそれ以前の単弁蓮華文とはまったく「異なる文化」の瓦である。遣唐使がもたらした新しい唐の文化である。「唐の文化」に憧れている「天武天皇の父」はそれを自分が創建する「川原寺」に最初に適用している。

### (3) 川原寺と「隅三組物」

「川原寺は隅三組物を用いた最初の寺である」という。

「川原寺」を築造するとき「天武天皇の父」は唐の新しい技術を取り入れている。「唐尺」の採用であり、「複弁蓮華文」の瓦の採用である。「隅三組物」も「唐の文化」であろう。上野邦一氏は次のように述べている。

> 七世紀後半になると川原寺・薬師寺をはじめおそらく大官大寺も隅三組物で、この後の寺院は隅三組物へと展開していく。山田寺は隅

一組物の有力な寺院であり、川原寺は隅三組物を用いた最初の寺であると考えられる。　上野邦一氏

「隅三組物」は「川原寺・薬師寺をはじめおそらく大官大寺も隅三組物」であろうという。「川原寺」以降の主な寺院の建築様式は「隅三組物」になっている。

「薬師寺」は天武天皇が創建した寺である。「天武天皇の父」が採用した「隅三組物」を天武天皇は受け継いでいる。新しい建築様式は親から子へと伝えられている。唐の優れた新しい文化だからであろう。「天武天皇の父」も「天武天皇」も遣唐使がもたらした新しい「唐の文化」を積極的に採用している。

### (4)　天武天皇と川原寺式寺院

天武天皇の父が取り入れた新しい「唐の文化」は天武天皇によって引き継がれて大和の新しい「寺院の建築様式」になる。天武天皇はその新しい建築様式で「薬師寺」を創建する。

天武天皇は「川原寺」様式を地方にも広める。川原寺式軒瓦は近畿地方、琵琶湖東岸、美濃地方、尾張地方の古代寺院から出土している。これらの地域は「壬申の乱」のときに天武天皇に協力したところである（古代史の復元⑦『天智王権と天武王権』）。

「壬申の乱の協力者」とは筑前から美濃・尾張に移り住んだ阿毎王権の人々であり、百済からの亡命者であり、百済が唐から獲た中国の捕虜等である。これらの人々は「唐の新しい文化」を熟知している。「川原寺」は「唐の新しい文化」を採用して造られた「画期的な寺」であることも知っている。そのため寺院を建立するとき「川原寺」様式を採用しているのであろう。

こうして北部九州にもたらされた「唐の新しい文化」は天武天皇の時代に近畿地方から東海地方へと広まっていく。

## (5)　「天武天皇の父」と最後の遣唐使

「６５９年７月」に天武天皇の父は遣唐使を派遣する。

> (斉明) 五年（６５９年）七月、小錦下坂合部連石布・大仙下津守連吉祥を遣わし、唐国に使いせしむ。仍りて道奥の蝦夷男女二人を以て唐の天子に示す。　『日本書紀』

「小錦下坂合部連石布・大仙下津守連吉祥を遣わし」とある。「小錦下」「大仙（山）下」は天武天皇の父が制定した官名である。「遣唐使」を派遣しているのは「天武天皇の父」である。斉明天皇ではない。

これが「天武天皇の父」の最後の「遣唐使」になる。翌年の「６６０年」に唐は百済を攻め滅ぼす。百済復興を計る鬼室福信は「天武天皇の父」に「百済救援」を要請する。「天武天皇の父」は「百済救援」を決意する。唐・新羅と戦うことを決心する。「遣唐使」は当然廃止される。

「６６１年５月（あるいは４月）」に「天武天皇の父」は唐・新羅と戦うために宗像から筑紫へ移る。宗像では土地が狭くて唐・新羅と戦うには適していないからである。

「６６１年７月」に天武天皇の父は筑紫で急死する。『日本書紀』は「天武天皇の父」を斉明天皇に書き変えている（古代史の復元⑦『天智王権と天武王権』）。

皇太子である「天武天皇」は直ちに即位して「白鳳」年号（６６１年～６８３年）を建てる。「６６３年」に天武天皇は「唐・新羅」と戦う。「白村江の戦い」である。天武天皇は敗北して筑紫を唐に割譲する（古代史の復元⑦『天智王権と天武王権』）。天武天皇は大和へ移る。

北部九州（阿毎王権・天武王権）と唐の交流は終わる。「天武天皇の父」が憧れていた「唐の文化」は入ってこなくなる。

唐との交流（遣唐使）が再開されるのは文武天皇の「大宝二年（７０２年）」である。「唐の文化」は大和に入るようになる。文化の中心は「北部九州」から「大和」に移る。